

## 平成25年第7回大山町教育委員会

招集年月日 平成25年5月13日（月） 午前9時00分

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番		小原康正	2番		金田吉人	3番		湊谷紀子
4番		林原浩子	5番		山根 浩	6番		伊澤百子

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（ 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 議案 第 1 号 大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会規則の  
制定について

日程第 2 議案 第 2 号 伝統的建造物群保存地区の決定並びに保存計画の  
諮問について

3. その他

4. 閉会宣言（ 時 分）

## 議案第 1 号

大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会規則の制定について

大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会規則を次のように定める。

平成 2 5 年 5 月 1 3 日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 2 5 年 5 月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

### 1. 別紙のとおり

## 大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大山町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成24年大山町条例第22号）第12条の規定に基づく大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の審議会は、大山町教育委員会が招集する。

(会議)

第4条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、大山町教育委員会において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

伝統的建造物群保存地区の決定並びに保存計画の諮問について

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例第 3 条及び第 5 条の規定により、下記の事項について大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会へ諮問する。

平成 2 5 年 5 月 1 3 日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 2 5 年 5 月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 伝統的建造物群保存地区の決定（別紙のとおり）
2. 当該保存地区の保存に関する計画（別紙のとおり）

## 1. 伝統的建造物群保存地区の決定について

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例第5条第1項の規定に基づき、以下のとおり伝統的建造物群保存地区を決定する

### (1) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称 大山町所子伝統的建造物群保存地区

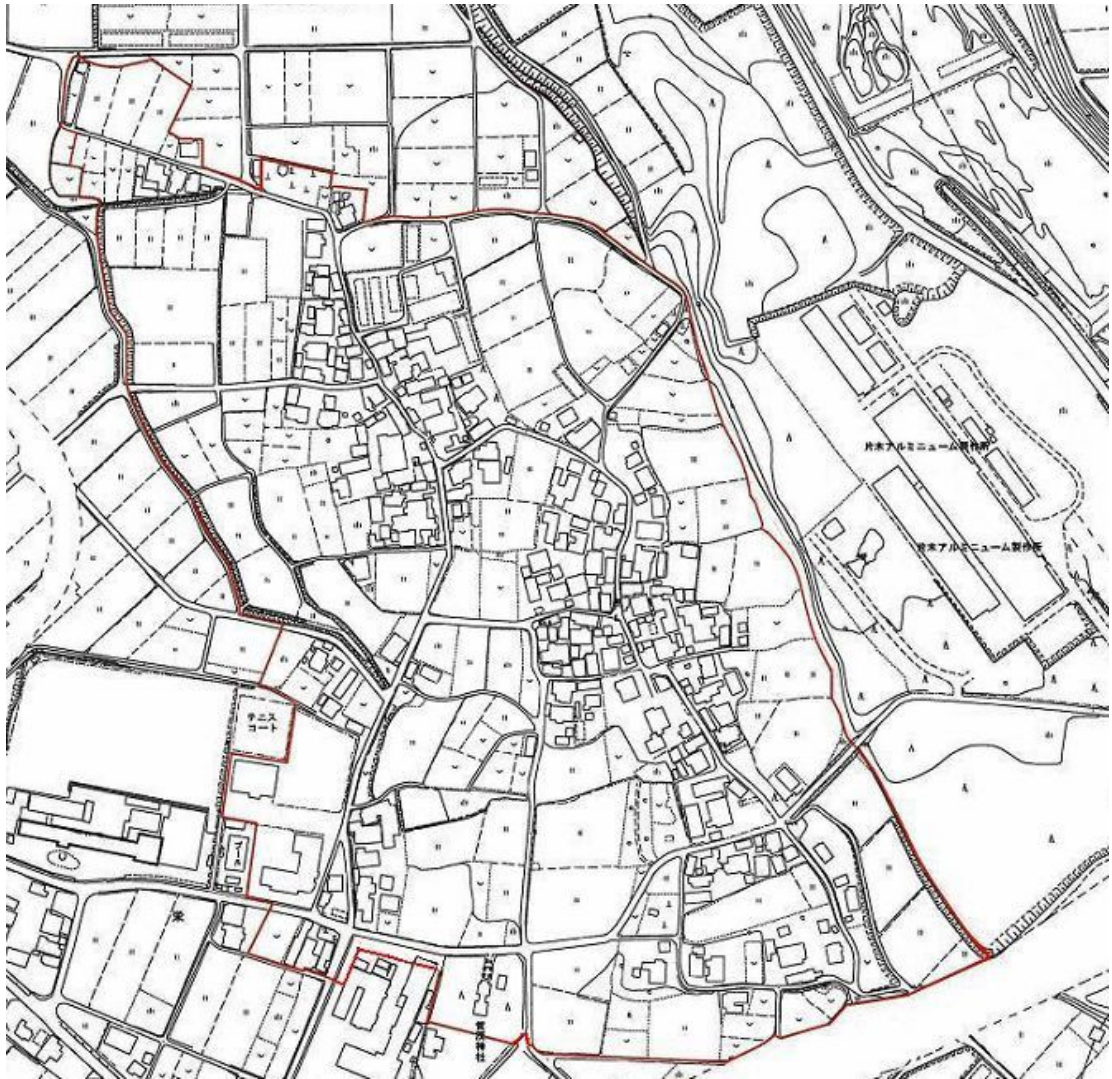
保存地区の面積 約 25.8ha

保存地区の区域 大山町所子 字大神祇、字北垣、字下前田、字前田、字山之神、字神田、字三反田、字片吹、字場正免及び字垣ノ内の各全域  
並びに  
字甲原、字更田、字宮側、字道ノ下、字向田、字観音堂、字徳田、字掛田、字樋之口、字下河原及び字新宮の各一部  
(区域については別図に示す)

### (2) 保存地区を決定する理由

保存地区を決定する理由は、以下のとおり

大山町文化財保護審議会で定められた町指定保護文化財の指定基準（平成18年2月23日）の伝統的建造物群保存地区の基準（本町において、周囲の景観と一体をなして、歴史的風致を形成している伝統的な建物群で価値の高いもの）に該当する



保存地区範囲図

## 2. 大山町所子伝統的建造物群保存地区保存計画

鳥取県西伯郡大山町

## 目次

1	保存計画の基本事項	
(1)	保存計画の基調	1
(2)	保存地区の名称・面積・区域	1
2	保存地区の保存に関する基本計画	
(1)	保存地区の沿革	3
(2)	保存地区の現況	6
(3)	保存地区の特性	8
(4)	伝統的建造物群の特性	10
(5)	保存の方向	12
(6)	保存の内容	13
3	保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物、工作物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件の決定	
(1)	伝統的建造物	14
(2)	環境物件	14
4	保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画	
(1)	保存整備の方向	15
(2)	伝統的建造物の修理	15
(3)	伝統的建造物以外の建築物、その他の工作物等の修景	15
(4)	特定環境物件の現状維持及び復旧	15
(5)	その他の環境物件の修景	15
5	保存地区の保存のため必要な拠点施設及び防災設備並びに環境の整備計画	
(1)	拠点施設等	16
(2)	防災計画策定及び防災施設等	16
(3)	環境の整備等	16
6	保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要と認められる助成措置等	
(1)	経費の補助	17
(2)	技術的援助	17
(3)	固定資産税その他町税の優遇措置	17



## 大山町所子伝統的建造物群保存地区保存計画

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、大山町所子伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を次のように定める。

### 1. 保存計画の基本事項

#### (1) 保存計画の基調

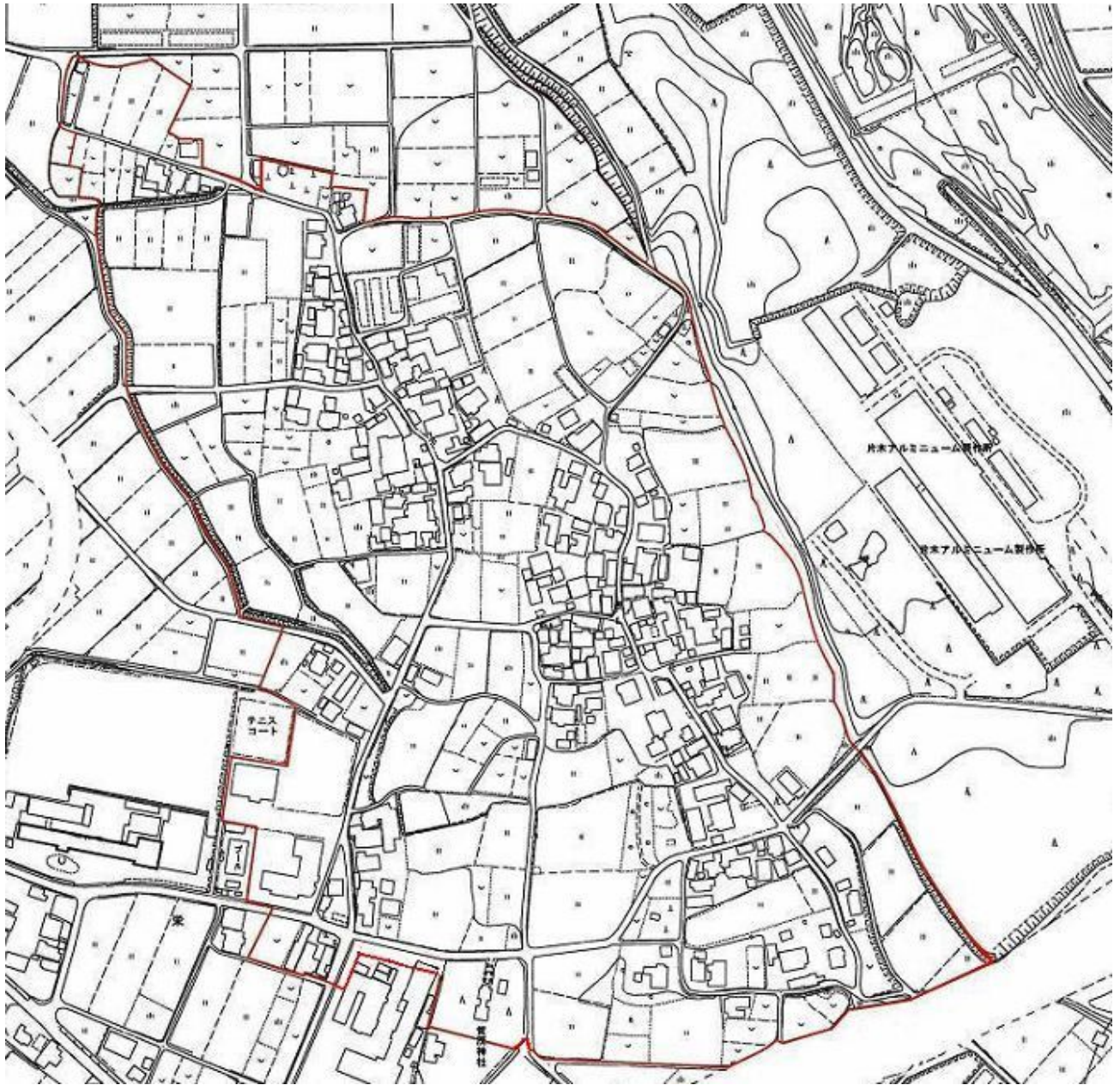
この保存計画は、町民の創意と発意を尊重し、町民と行政との互いの協力により、大山町所子の歴史と伝統により築き上げられた伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を、町民共有の財産として保存するとともに文化的環境の維持と町民の生活環境の向上に資することを目的とする。

#### (2) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称 大山町所子伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積 約 25.8ha

保存地区の区域 大山町所子 字大神祇、字北垣、字下前田、字前田、字山之神、字神田、字三反田、字片吹、字場正免及び字垣ノ内の各全域  
並びに  
字甲原、字更田、字宮側、字道ノ下、字向田、字観音堂、字徳田、字掛田、字樋之口、下河原及び字新宮の各一部  
(区域については別図に示す)



保存地区範囲

## 2. 保存地区の保存に関する基本計画

### (1) 保存地区の沿革

#### 所子集落の立地と環境

鳥取県大山町は、鳥取県西部に位置し、中国地方最高峰を誇る霊峰・大山（弥山 1,709m）が南に聳え、北は日本海に面する。大山山頂から海岸部までの距離が 21km と短く、比高差が 1,700m を超えるため、傾斜のある河川が発達した。河口付近には沖積地が広がり、沿岸部に平地も見られるが、町内の地形の大部分が丘陵地で構成されている。

所子集落は、大山裾野の奥部に源を発する二級河川・阿弥陀川の西岸、標高約 40～50m の緩丘陵地に位置する約 70 戸からなる農村集落である。



伯耆大山北壁

#### 中世の所子と荘園

「所子」という地名は、現在のところ、鎌倉時代に書かれた漢文日記『民経記』（民部卿勘解由小路経光著）貞永元年(1232)7月6日条に「鴨氏人経有申社領伯耆国所子庄間事」と見えるのが初見であり、13世紀には京都下鴨社の社領であったことが知られている(注1)。その内容は、経有の訴えを受けて、国司の免除したとおりに安堵する旨の関白御教書を発給するよにとの勅定があり、7月10日条では出納が奉った御教書が出されたことが記されている。撰関家が所子庄の権利を有していたようであるが、史料がなく詳細はわからない。所子庄にあった惣村が、後の近世所子村の基盤となったものと推測される。

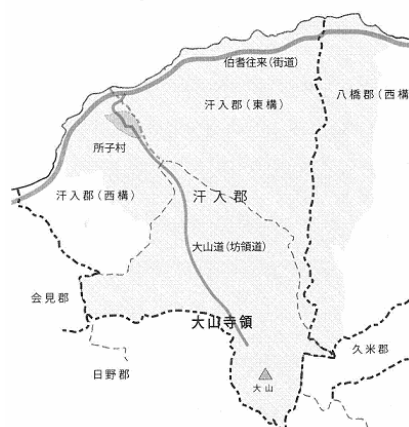


大山に源を発する阿弥陀川

#### 近世の所子と双分的家屋群の形成

大山の北麓一帯は、特産物などの大きな産業が育たなかったため、近世を通じて稲作を中心とする農業経営が中心であり、伯耆街道の宿場町や海岸部の半農半漁の村々のほかは、基本的に農村集落として展開した。

近世初期の所子村の拝領高は、約 489 石であるが、元禄 14 年 (1701)には約 552 石、天保 5 年(1834)には約 665 石と少しずつ石高が増えており、石高では鳥取藩領汗入郡内では第三の規模である。新田改出高は、近世初期と比べて約 176 石増となり郡内で最高となっている。扇状地上の水利の不便な土地でありながら石高が増えた要因は、井手水利や溜池といった農業条件の整備や新田開発によるものと考えられる。現在でも所子を含め、大山北麓には溜池が多く点在し、農業用の水の確保が多



汗入郡と所子村の位置図

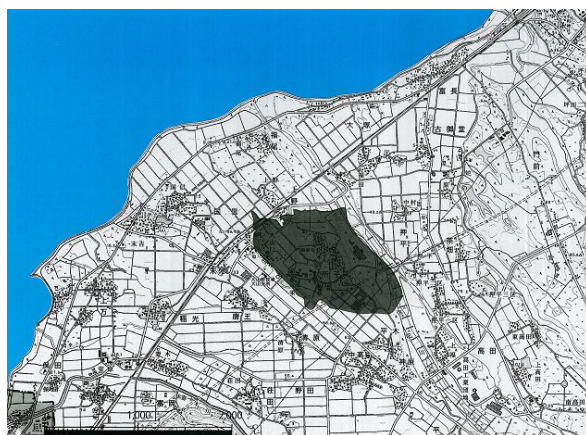
くの村々で行われてきたことを示している。

大山北西麓の集落の構えには、丘陵地上の南北の傾斜地を流れる水路を軸とする集落と旧街道や沿岸沿いに東西方向を軸とする集落の2形態がある。所子集落は前者であり、南に位置する平木集落付近の阿弥陀川から引いた所子井手（大口井手）とその分水に沿って、南北に家屋が配置される形態をとっている。これは水田へ引水する用水路及びその分水路を生活用水や防火用水として利用するという実質的要因による規制を受けた結果として形成された集落構えである。近世前期までの所子村（上の家屋群）は、この典型的な形態を留める村構えであった。

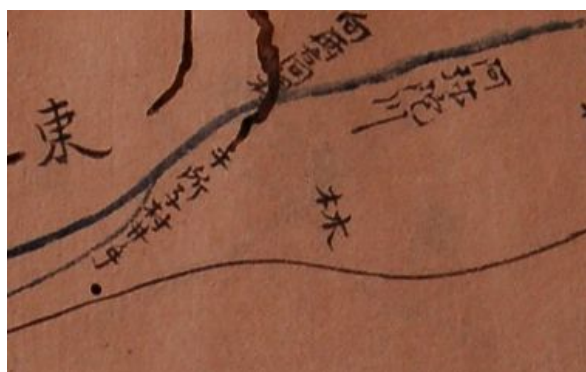
この大山北西麓の緩傾斜の丘陵地上に位置する農村の典型である所子集落に、他の農村にない要素が加わって、特徴的な町並みが形成されはじめたのは、近世中期初めのことで、大庄屋門脇家の出現に起因するものである。阿弥陀川で汗入郡を2分し、東側を東構、西側を西構とし、鳥取藩によりそれぞれに大庄屋が置かれたのは、寛永10年(1633)のことであった。

寛文5年(1665)に柏屋（屋号）の次男として生まれた門脇三右衛門(1695年没)は、分家後に農業や商売に注力し、門脇家の基礎を築いた。2代目、嘉七(1727年没)の時に書き記された『田畑買覚帳』（元禄16年～享保11年(1703～1726)）によれば、13年間で数十町歩に及ぶ田畑の集積があったことがうかがえる。その後も田畑の集積を続け、寛延三年(1750)の『田畑高寄帳』では、五十町五反四畝六歩、石高726石余の所持高があったことがわかる。三代目の本右衛門秀盛(1785年没)の時、宗旨庄屋を9年間にわたり努めた後、鳥取藩から汗入郡西構の大庄屋に任用された。そして、大庄屋として9年目を迎えた明和6年(1769)、所子村北側の坊領道と所子井手（井手下流域）に面した場所に、大型の主屋を建立した。この主屋は、豪農としての居宅と大庄屋の役宅を兼ね備えた造りである。

豪農として成長した門脇家（本門脇家）の周辺には、分家である南門脇家をはじめ、



江戸期の所子村の範囲



所子井手の阿弥陀川取水口（文政10年）



門脇家住宅(重要文化財)

安永7年(1778)には山崎家などの家屋が建ち始め、その後、文政元年(1818)東門脇家、明治には西門脇家などの各家が主屋を構えていった。安永7年(1778)、18世紀後半頃から次第に戸数が増え、<sup>むら</sup>村から北に少し離れた所子井手に沿って北方向に家並みが形成されていくこととなった。特に<sup>しも</sup>下の家屋群の核となる本門脇家及び分家群は、祀り墓の墓地を別に構えるなど、所子<sup>むら</sup>村の構成員でありながら、一方では大庄屋や地主層集団として半ば独立的な集団でもあった。上と<sup>かみ</sup>下の家屋群は、各々少し離れており、賀茂神社から真っ直ぐ北に伸びる帯状に広がる田畑が、両家屋群を二分している。この田畑の空間は、「神様の通り道」と呼ばれ、「ここに家を建ててはならない」と今日まで言い伝えられてきた。これは、集落形成の過程で歴史的経過に基づいて上・<sup>しも</sup>下の家屋群を分けた双分線であり、自治組織は一つでありながら、近世後期において典型的な農村に豪農及び地主層の主屋を中心とする家屋群が加わった所子特有の町並み（<sup>しも</sup>下の家屋群）が形成され、双子の家屋群という独特の農村景観が生まれることになった。

### 近代の所子と行政村

明治になると、廃藩置県により鳥取藩を廃止して鳥取県が設置され、翌年には百十二区制が布かれて庄屋・名主が廃止された。次いで戸長役場制が導入されて、所子他18ヶ<sup>むら</sup>村の連合村が成立した。明治22年の町村制施行により、同年11月に所子<sup>ところごむら</sup>村と周囲の11ヶ<sup>むら</sup>村（平木村、神原村、中高村、野田村、清原村、唐王村、末長村、末吉村、国信村、福尾村、上野村）が合併して、初めて行政村としての「所子<sup>ところごそん</sup>村」が誕生した。明治23年当時は、<sup>むら</sup>村の形態に変化はみられないが、交通の要（坊領道、押平道が交差）であった所子に木造瓦葺きの村役場や駐在所が置かれ、明治40年に集落の南西に村立精華尋常小学校（後に所子小学校）が建てられると、近代行政村の中心地としての新たな町並みの要素が加えられていった。その一方では、明治末から大正時代にかけて進められた神社合祀に伴って、明治42年には所子字神田にあった糺神社が賀茂神社へ合祀されたほか、所子に祀られていた21社すべてが合祀され、その形跡を残すことになった。



所子村役場

産業では、明治29年頃から所子でも養蚕業が盛んになり、門長屋や主屋の2階等を利用して飼育され、この頃に居住の空間利用のあり方が少し変化し、「養蚕場」と呼ばれた小屋などが、各屋敷構えに加わっていった。その後、水田を桑畑に切り替えるなど盛行した養蚕業は、戦後の米国などの安価な綿などの搬入品によって大打撃を受け急速に衰退し、昭和30年代頃には、ほとんどの家屋で養蚕業を廃業し、稲作などを中心とする農業へ戻っていった。

大正期には、大正7年に所子郵便局が開局し、大正8年には数軒が坊領道に沿って<sup>しも</sup>下の家屋群の北側に取り付く形で建築され、小規模な家屋群が加わった。大正15年9月17日には、山陰本線大山口駅が開設したことで、それまで海運の窓口である淀江港や淀江駅で荷を降し、所子まで大八車や人夫の力によって運ばれていた建築部材や瓦の搬送が

飛躍的に改善された。人々で活気付いた駅前通りは整備され、駅前から所子付近にかけて、周辺人口の増加がおこり、新たな自治会（大山口、栄）も形成されていったが、所子集落自体の人口の変化はほとんどなかった。

昭和期には、昭和7年から昭和30年にかけて、村役場や精華尋常小学校の前の通りの押平道に面して、数軒の黒瓦葺きの家屋が建てられ、小規模な家屋群が水路沿いに新たに形成された。また、この頃から葉タバコが所子でも栽培され始め、11棟の乾燥場が建築された。昭和41年には10軒が作付けを行っていたが、高齢化や人口減少などに伴って次第に栽培農家が減少し、現在は1軒となっている。

行政村の所子村は、昭和30年(1955)9月には高麗村と合併、さらに同年11月には大山村と合併して「大山町」が誕生した。次第に政治や地域経済の中心は大山口駅前の地域へと移り、所子村は再び農村集落として町並みをとどめるに至り、現代を迎えている。

このようにして、所子では近世以降、三期にわたる段階的な町並みの形成が行われてきた。

(注1)「中国地方の荘園」『日本荘園史9』吉川弘文館1999年発行

## (2) 保存地区の現況

所子集落は、近世初期に所子井手に沿って成立した近世の村「上の家屋群」と地主層の独立的家屋群「下の家屋群」からなる双分的な集落の形態を母体に、明治以降に上の家屋敷の西側に形成された行政施設を中心に建てられた家屋群等を加えた近代的要素が加わった農村集落である。

2013年3月31日現在、人口243人、68世帯の集落であり、天保14年(1843)の「汗入郡所子村地続全図」に描かれている家形数(66戸)や明治絵図の宅地数(79件)と比較してもわずかな増加にとどまっており、近世以降の段階的な三期にわたる過程で形成された伝統的な町並みの景観が今に伝えられている。

集落の基幹をなす農業は、就労人口の多くが大山町に隣接する商業都市である米子市の周辺で就業しているために、農家の大部分が兼業農家となっている。近年は少子高齢化に伴って農業後継者の減少が進んでおり、農業の担い手の育成が課題となっている。

所子集落の近隣では、昭和49年度と51～52年度に圃場整備が行われており、これに兼業化や農業近代化の流れもあいまって農村風景は大きく変化し、昔ながらの水路や田畑の形状が残る農村風景が失われていった。その一方、所子集落では、圃場整備による改変がほとんど行われなかったため、昔ながらの姿を留める田畑や井手(水路)の景観が良好に残ることとなった。

現在、所子集落内には、国指定を受けた重要文化財門脇家住宅をはじめ、県指定保護文化財の南門脇家住宅、国登録有形文化財である東門脇家住宅、美甘家住宅があり、町並みの景観に大きく寄与している。また、門脇家住宅(重要文化財)の一般公開が、年

2回行われており、鳥取県内はもとより近隣県や関西方面などから多くの見学者が所子を訪れている。



汗入郡所子村田畑地続全図（所子集落所蔵）

### (3) 保存地区の特性

保存地区は、所子集落の南に位置する賀茂神社付近から、集落の北に位置する下の墓付近までの伝統的な井手（水路）や道が残る範囲を中心とした約 25.8ha の区域とする。賀茂神社の南東、約 500m に位置する平木集落付近の阿弥陀川を取水口とし、緩やかな傾斜を利用して南北方向に伸びる所子井手沿いに形成された「近世初期頃から形成された上の家屋群」、「近世中期以降に形成される下の家屋群」、また、賀茂神社の西を清原集落方面から流れてくる新田井手（現在の向田井手）沿いに形成された「近代以降に形成された家屋群」の 3 つの形成期を持つ家屋群で構成され、その周囲に分水路がめぐる水田や畑が配置される。圃場整備されていない農地・井手・道は、江戸時代からの大きな地割を現代にまで伝え、水利利用を基本とした農村集落である所子は、南北に長く実質的な水利に制約を受けながら井手に沿って形成されていったことが特徴であり、景観は大きく 3 つに分けられる。

#### 【上の家屋群の歴史と景観】

上の家屋群は、集落の南東側に位置し、美甘家を中心として近世初め頃には形成されていたと考えられるところで、近世の所子村の母体となる家屋群である。

上の家屋群の景観は、南北に展開する所子井手及び坊領道の両側に面する敷地（宅地）に主屋（居住）と組み合わせて土蔵（農具や作物保管）、門長屋、厩舎（牛舎）、農作業小屋等を配置する屋敷構えと敷地の周囲に常緑樹を植えた屋敷林等の景観である。かつては、敷地の周囲が藪で囲まれていたり、約 80cm 程度の盛土に常緑樹の屋敷林を植えて土地の目印とされてきた。現在では盛土が無い生垣の宅地も多くみられる。大正期や昭和 30 年頃には竹垣や柴垣であったというところも存在し、庭等の塀が形成され始めるのは明治時代以降である。

伝統的な配置は、道路に面して表門又は門長屋をもうけ、前庭を配して平入りの主屋が建つ。主屋は、黒瓦やいぶし瓦を用いて葺き、棟石（安山岩や来待石）をのせた屋根が見られる。明治時代以降に修理されたり、建築された主屋の瓦には光徳村で焼かれた真子瓦が利用された。土蔵や厩舎の瓦には、赤色の石州瓦が使われている場合もある。これは赤瓦の利用が、明治時代以降になってから一般に普及し、利用されるようになったためである。

また、阿弥陀川から取水した井手の水は、南から北方向へ向かって集落内を緩やかに流れており、各家では宅地内に設けた庭池に引水して鑑賞用又は食用の鯉を飼育したり、井手沿いの水車場跡（4ヶ所）や洗い場（21ヶ所）等で日常生活に利用されてきた。集落内を通る坊領道は住民が利用する主要道として位置付けられている。

#### 【下の家屋群の歴史と景観】

下の家屋群は、所子集落の北側にあたり、江戸時代中期以降に形成される家屋群である。

その景観は、茅葺きの門脇家住宅（重要文化財）とその分家を中心に北に向かって、



所子井手及び坊領道沿いに面する敷地に主屋（居住）と組み合わせて土蔵、門長屋、厩舎等を配置する屋敷構えと敷地の周囲に土塀等を配置する屋敷構えの景観であり、米俵を保管するための大きな蔵もみられる。敷地を塀（土塀や板塀）などで囲む場合が多いが、本来、上の家屋群と同様に屋敷林を植え、道や井手際であったところに明治時代以降に土塀等が造られるようになった。

上の家屋群と同様に伝統的な配置は、道路に面して表門又は門長屋をもうけ、前庭を配して平入りの主屋が建つ。また、屋根には安山岩の棟石をのせたり、黒瓦やいぶし瓦のほか、赤瓦で葺いた主屋が数軒見られる。明治以降に建築された土蔵や門長屋の瓦には、赤瓦が使われ、棟石も来待石で作られたものもある。敷地内に水路を引き込み庭池や鯉池、洗い場等が作られた。また、かつては井手沿いに高低さを利用した水車が4ヶ所設けられていた。

### 【近代以降に形成された家屋群】

近代以降に形成された家屋群は、近代の村役場を中心に新田井手（向田井手）及び主要幹線2号用水路沿いに新たに敷地を造成し、主屋を中心とした屋敷構えの景観である。村役場の近くには押平道も交差しており、人々の往来が増える昭和初頭に家屋群が形成された。配置は、門長屋等はなく、平入りの主屋が建つ。主屋と農家に係わる建造物が見られ、棟石は無く、主屋の屋根瓦は黒瓦であり、付属屋にも赤色の石州瓦は見られない。所子では、大正期までは棟石をのせる家屋が見られるが、昭和期になると棟石をのせる主屋はなく、瓦積みへと変化していった。また、溜池を利用した池が1カ所あるのみで、井手から宅地内に引水する庭池は見られない。

### 【主屋の土間と付属屋の配置】

伝統的建造物の主体となっている主屋は、直屋で道路に面する塀や生垣等からやや奥まった場所に配置されており、前庭又は一定の空間が設けられていることが特徴である。南北に通る坊領道（大山道）や東西の道沿いに平行して主屋が建立されている場合がほとんどであるが、南北方向の主屋は、土間（ニワ）を北側にとり庭園等がある客間を南側に設けているのに対し、東西方向の主屋の場合は、土間（ニワ）の配置には、東側又は西側の関係はみられないことも特徴である。

土蔵や厩舎などの付属屋は、主屋の周りに配置されるが、屋敷地の中での配置場所についてのきまりは見られない。

### 【墓地の形成】

所子には、上の家屋群の南端に位置する「上の墓」と下の家屋群の北端に位置する「下の墓」の2箇所大きな墓地が存在する。

「上の墓」は、本門脇家及び分家を除いたほとんど全戸が使用しており、共同墓地とも呼ばれている。

一方「下の墓」は、本門脇家と分家を中心とした墓地で、「下の家屋群」の形成期に造成されたものである。これらの墓地の状況からも、「下の家屋群」が形成される以前に

は「上の家屋群」が中心的な家屋群であったことが知られる。

また、上・下の墓とも石垣で囲堯されており、「上の墓」の石垣は乱積が用いられ、「下の墓」には並亀甲積・算木積が用いられるという違いが見られることが特徴である。

#### (4) 伝統的建造物群の特性

保存地区内の伝統的建造物は、農村の構成要素である主屋と付属屋（土蔵、厩舎、門長屋等）、神社、堂を主体とする建築物で構成される。建築物の多くには棟上げした当時の棟札が残り、建築年代や大工名など建立に係わる普請記録が確認されている。賀茂神社や民家の棟札から17世紀には備前大工が主体となって活動し、18世紀以降は米子大工や汗入郡大工が主流となったことがわかる。明治になると、石州大工が中心となって普請が行われてきた。また、南門脇家の普請帳から大正期には神社境内地の材木が広く流通し、民家普請の材として使用されていたことが確認されている。

##### 【民家建築】

江戸時代の主屋は、平屋の茅葺又は草葺が主流で、大きな梁は、近隣の山や神社等の大木が利用されてきた。また、厨子2階建ての住宅もあるが、明治時代以降には草葺平屋から瓦葺2階建てへの改築が行われていったことがうかがえる。

##### ■主屋と間取り

主屋の間取りは、二列五間取の形式と三列七間取の形式が多くみられる。オクノマ（オモテ）、ヒロマ、ザシキ、ヘヤ、ダイドコロ（リョウマ）で構成される二列五間取の形式に対して、三列七間取の形式はオクノマ（オモテ）、ブツマ（ゲンカン）、ヒロマ、ザシキ（イマ）、カミノヘヤ（オクノヘヤ）、ヘヤ、ダイドコロ（リョウマ）で構成される。門脇家住宅（重要文化財）のような大きな民家では、三列七間取が発展した九間取以上の部屋数がみられる。

仏間は、二列五間取の家屋には、オクノマの床間を二分する形で作られているのに対し、六間取り以上の家屋には、ブツマを設けて式台を付け、大戸口とは区別し、「ハレ」の行事（結婚式や葬式）の場合の出入口としての機能をもたせていることも特徴である。

土間（ニワ）は、右勝手、左勝手ともに大きな梁を見せ、ヒロマやザシキに接している。南北方向に通ずる坊領道に対しては、土間（ニワ）の南側（大山側）にザシキやオクノマを設けることが特徴であるが、東西方向の道に対しては、土間の東側にも西側にもザシキやオクノマを設けている。これは敷地の状況に応じて陽当たりの良い方に部屋を配置していることが特徴といえる。

##### ■屋根の構造

主屋や土蔵、厩舎等の建造物の屋根は、切妻形式が基本であり、門脇家住宅（重要文化財）の茅葺きを除き、現在は瓦葺きで構成されている。かつては傾斜のある草葺屋根であったところもあるが、明治時代から昭和時代前期にかけて、石州瓦、黒瓦、いぶし瓦を用いた瓦葺きに変わっていった。特に主屋については黒瓦やいぶし瓦、土蔵につい

ては赤色の石州瓦が用いられているものが多い。所子から東へ 6.5 km の真子川の下流域で明治時代初期から昭和 60 年頃まで真子瓦（黒瓦）の生産が行われ、広く所子の家屋に供給されたことから、黒瓦は主に素焼きの真子瓦が用いられたのが特徴である。一方、石州瓦（赤瓦）の調達は、明治時代から大正時代にかけて、島根県温泉津や馬路等から淀江まで船で運ばれ、所子の土蔵や厩舎等に用いられた。

また、瓦葺きの主屋や土蔵などの屋根は 20～30 度の勾配であり、屋根には棟石をのせるもの多く見られる。棟石は、因幡地方には無く、伯耆地方から出雲地方にかけて見られる特徴であり、安山岩と凝灰岩質砂岩（来待石）が棟石に使用されているが、伯耆地方では凝灰岩質砂岩の普及は、明治時代以降であった。棟石（安山岩や来待石）をのせた風格を持つ民家は、大屋根を支える太い梁が用いられている民家の特徴を示している。煙出しを残している家屋としては、門脇家住宅（重要文化財）や美甘家住宅（登録文化財）がある。

土蔵の屋根は、所子では置屋根形式が伝統的である。

#### ■外壁

主屋外壁は、真壁造、漆喰塗（白漆喰塗、鼠漆喰塗）又は板壁（腰板、下見板張等）が基本として用いられており、昭和初期以降に海鼠壁を施したところもみられる。

土蔵等の外壁は、漆喰塗（白漆喰塗）が基本として用いられており、下見板張を周囲にめぐらす場合が多い。昭和初期頃に海鼠壁や鍔絵と呼ばれる装飾を施しているところもみられる。戸前石は、閃緑岩又は安山岩が用いられ、1 階の土戸は観音開きで、2 階の窓は方形をし、片開きの土戸が伝統的である。

#### ■屋敷林と土塀

江戸時代以前は、屋敷の周りに藪や屋敷林（常緑樹）があり、土地境界の意味も含んだ役割があった。明治時代にはいると、藪や屋敷林に変わって土塀が作られるようになる。南門脇家の普請帳には、明治 38 年に南面土塀、明治 39 年西面土塀が作られていることが記されており、所子の土塀の形成の基準といえる。このことから、明治以降に土塀を造る家屋が増えていったことがうかがえる。

#### 【神社建築】

賀茂神社は、所子に残る唯一の神社で、明治以降に周辺の神社を合祀している。本殿は、大正初期頃は千木を付け檜皮葺の社殿であったが、大正 3 年（1914）に造営され、銅板葺、一間社流造の形態を伝えている。向拝は海老虹梁で繋ぎ、虹梁の上に手挟みを配している。外側四方に擬宝珠高欄付きの縁を向拝庇に浜床と木階 6 級を設けている。神社には慶安 6 年（1653）の棟札が伝わっている。

幣殿も大正 3 年に建立された。桁行 3 間、梁間 2 間、入母屋造、銅板葺きであるが、本来は檜皮葺であった。向拝柱は頭貫で繋ぎ、虹梁はつくらない。身舎正面は双折棧唐戸を建て、側面は舞良戸、天井は格天井である。

隨身門は、切妻造、棧瓦葺で、棟石に来待石をのせる。井桁に組んだ土台の上に角柱

を立て中央の通路に向かい合わせに隨身像を置く。天井は格天井である。

### 【堂建築】

延命地藏堂は、昭和 14 年（1939）に建立され、宝形造の頂部に宝珠を付ける。正面に入母屋造で妻入りの向拝を付設する。身舎は桁行 3 間、梁間 4 間で火灯型の格子窓を設けている。板扉は、上部に目の細かい縦格子欄間を嵌めている。

### 【石造物・石仏】

石造物や石仏の材質に主として安山岩、来待石、花崗岩が用いられていることが伝統的である。

江戸時代以前は、石仏、石祠、灯籠、井戸、石橋等の石材は近くの阿弥陀川で産出される安山岩を使用したものが用いられてきた。また、賀茂神社に寄進された石造鳥居「延享 3 年（1746）4 月吉日」は花崗岩を使用したものであり、所子で花崗岩が使用された基準となるものである。明治時代になると、松江藩が廃され、来待石（凝灰質砂岩）が一般に広く普及し、灯籠や石祠等に広く利用されたことが特徴である。

### 【石垣・石積】

石垣の材質に主として江戸時代から近代にかけて安山岩が用いられていることが伝統的である。19 世紀にはすでに水路護岸や墓地の石垣等に、並亀甲積・算木積が用いられてきた。特に並亀甲積は、門脇家住宅（重要文化財）の水車小屋（19 世紀）の護岸や墓地石垣にも使用されおり、1800 年代以降には利用されたことがうかがえる。

## （5）保存の方向

### ア）町並み保存の基本理念

町並み保存の基本理念は、所子に残る井手や道に面する伝統的な建造物群を伝統的建造物群保存地区として保存・整備し、将来にわたって住民の豊かな生活の維持を図りながら、後世に伝えていくこととする。

### イ）町並み保存の基本方針

町並み保存の基本方針は、伝統的な町並みの景観を形成する基礎となる伝統的建造物群及びその一体をなす環境（庭池、洗い場、境界木及び屋敷林、庭園、生垣、溜池、流路）を保存していくことを基本とする。伝統的建造物群は、「上の家屋群」、「下の家屋群」、「近代以降に形成された家屋群」及び「堂社」等とし、保存の対象とする。

保存範囲は、天保 14 年の「汗入郡所子村地続全図」・明治 23 年の「鳥取県伯耆国汗入郡所子村大字所子村絵図」と現状地形の比較から井手や道、溜池、敷地など一体をなす歴史的環境が残っていることが認められる範囲とする。この範囲内においては木造 2 階建て以下の低層の建物を主とし、江戸時代から昭和 30 年頃までの伝統的な町並み景観を伝えていくことを基本方針とする。

### ウ）保存の対象と方法

#### ①主屋等の伝統的建造物等

井手及び道沿いから望見できる範囲にある伝統的建造物（特定建築物・特定工作物）の外観については、特に保存を図っていくよう配慮する。ただし、望見できない外観部分であっても、伝統的建造物として指定されたものについては、保存の対象とする。基本的な考え方として、昭和 30 年頃までに建築された建造物を保存すべき対象とする。

#### ②堂社の伝統的建造物等

神社や堂等は、集落内において住民あるいは所有者で保持されてきた伝統的建造物であり、伝統的な町並みの景観に大きく寄与しているものであることから、外観を保存していくものとする。また、灯籠や小祠、鳥居等も一体として伝統的な町並みの景観を形成しているため保存をはかっていく対象とする。

#### ③流路・洗い場・庭池等

井手は、農村の景観を構成する重要なものであり、農業や日常生活と深く関わりを持つものであることから、無形の水の流れを特定し、流路を保存することで後世に伝えていくべきものとする。また、井手を利用して造られた庭池、洗い場も生活や文化様式を伝えるものであることから保存していく対象とする。

#### ④屋敷林・境界木等

敷地の境界に植えられた常緑樹は、土地境界の履歴を知るうえでも大切である。また、巨木が並んだ屋敷林は土塀、板塀と同じ役割を持ち、防火・防災機能を兼ね備えていることがあげられる。これらは伝統的な町並みを構成する要素として大きく寄与しており、枝打ちや害虫駆除等の管理を行いながら保存していく対象とする。

#### ⑤地割り（敷地、井手の流路、道、溜池）

天保 14 年(1843)「汗入郡所子村地続全図」・明治 23 年「鳥取県伯耆国汗入郡所子村大字所子村絵図」に見られる敷地、井手の流路、道、溜池などの形状を伝えていく配慮をする。やむをえず形状を変えざるを得ない場合においては、歴史的な遺構が読み取れる配慮をする。

#### ⑥墓地の石垣

墓地（上の墓、下の墓等）の周囲を大きく区画している石垣は、安山岩等の伝統的な材質が用いられ、所子の伝統的な町並みの景観に大きく寄与するものであるため、保存の対象とする。ただし、その他の個人墓石及び個人墓地区画については、保存の対象とはしない。

### (6) 保存の内容

#### ア) 伝統的建造物

保存地区内において概ね昭和 30 年頃までに建築された建造物のうち、伝統的

建造物群の特性を維持していると認められる屋敷建築（主屋、土蔵、厩舎、門長屋等）並びに社寺建築の建築物、門、塀、屋形、石橋、井戸、灯籠、石仏、石段、石祠、石垣等の工作物を「伝統的建造物」とする。その決定は、別項に示すものとする。

イ) 特定環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる庭池、洗い場、屋敷林及び境界木、庭園、生垣、溜池、地割を形成する井手の流路（無形の水の流れ）を「特定環境物件」とする。その決定は、別項に示すものとする。

ウ) 許可基準

保存地区内において伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するための基準として「許可基準」を定めるものとする。

エ) 修理基準

保存地区内にある伝統的建造物の外観修理については、「修理基準」を定めるものとする。また、特定環境物件の現状維持及び復旧についても同様とする。

オ) 修景基準

保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物及びその他の工作物の新築、改築、移転等に係る外観の修景については、「修景基準」を定めるものとする。また、その他の環境物件について、伝統的な町並みの景観と調和するよう修景するための同様の基準を定めるものとする。

**3. 保存地区における伝統的建造物群を構成している特定建築物、特定工作物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる特定環境物件の決定。**

(1) 伝統的建造物

昭和 30 年頃以前に建てられた建造物で、次に示す特定建築物及び特定工作物を伝統的建造物とする。

- |                |        |
|----------------|--------|
| ア) 特定建築物       | 別表のとおり |
| イ) 特定工作物       | 別表のとおり |
| ウ) 伝統的建造物に係る図面 | 別図のとおり |

(2) 特定環境物件

特定環境物件は、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要な物件で、保存地区の伝統的な町並みの景観を保存するため、特に必要と認められる自然物及び土地等のうち、次に示す物件とする。

- |       |        |
|-------|--------|
| ア) 庭池 | 別表のとおり |
|-------|--------|

イ) 洗い場	別表のとおり
ウ) 屋敷林及び境界木・生垣	別表のとおり
エ) 庭園	別表のとおり
オ) 流路及び溜池	別表のとおり

#### 4. 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画

##### (1) 保存整備の方向

保存地区内には比較的良好に原状を維持している建造物（建築物・工作物）が多くみられるが、改築や経年風化等により老朽化や破損あるいは所子の伝統的な町並みの景観に調和しない建築物・工作物もみられる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区にふさわしい外観に改善することが可能である。このことから地域住民の理解協力のもと生活環境の向上と防災機能の改善を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するための修理並びに伝統的建造物以外の建築物等についての修景をすすめ、保存地区全体の伝統的な町並みの景観の改善を行うことで所子地区の価値を高めていくことを保存整備の方向性とする。修理、修景に際しては、保存地区の住民等で組織される保存会と連携して、計画的に保存整備を進めることとする。

##### (2) 伝統的建造物の修理

- ①伝統的建造物の保存整備については、主としてその外観を維持するため、別に定める修理基準（別表5）に基づく修理を行う。
- ②伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、聞き取り調査等を行い、現状維持又は可能なかぎり復するための修理を基本とする。
- ③保存修理にあたっては、構造耐久力上必要な部分を補強、修理し、耐震性等防災機能の向上をはかるように努めていく。

##### (3) 伝統的建造物以外の建築物、その他の工作物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準（別表6）及び許可基準（別表4）を適切に運用して修景を行う。

##### (4) 特定環境物件の現状維持及び復旧

特定環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別に定める修理基準（別表4）に基づき保存整備に努める。

##### (5) その他の環境物件の修景

その他の環境物件については、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準（別表5）及び許可基準（別表4）を適切に運用して修景を行う。

## 5. 保存地区を保存するための必要な拠点施設及び防災設備並びに環境の整備計画

### （1）拠点施設等

各種情報の発信、見学者などとの交流、調査研究などを行う拠点としての施設の整備を図るとともに、その活用に努める。また、保存地区の町並みに対する理解を促し、保存の意識を啓発するために、必要な標識や案内板等を設置する。

### （2）防災計画策定及び防災施設等

保存地区の建造物の多くは伝統的な木造建築であり、災害から町並みを守るため、総合的な防災計画（仮称：大山町所子伝統的建造物群保存地区防災計画）を早期に策定するものとする。また、次に掲げる事項について取り組みを図る。

- ①災害を防ぎ被害を最小限におさえるため、保存地区住民に対する防火・防災意識の啓発に努めるとともに、消防署や自主防災組織等と連携した消防訓練、防災訓練を行う。
- ②災害時の緊急連絡や各種情報の伝達を迅速に行うため、防災行政無線をはじめとするあらゆる緊急情報伝達手段の活用を図る。
- ③災害に強い保存地区づくりを進めるため、震災や消防設備等の充実を図る。

### （3）環境の整備等

保存地区において、歴史を活かしたまちづくりを進めるため、伝統的な町並み形成の過程を考慮した整備を図るよう努める。

#### ア) 駐車場等の整備

保存地区内に見学者等が利用できる駐車場等を設ける場合は、大山町伝統的建造物群保存審議会（以下「審議会」という。）の建議を経て、伝統的な町並みの景観を損なわないと判断された場所とする。

#### イ) 物産店等の整備

観光物産店等を設ける場合、保存地区内であるときは審議会の建議を経て、伝統的な町並みの景観を損なわない外観で、保存に影響を及ぼさないと判断された場所とする。

#### ウ) 電柱及び架線等の整備

電柱及び架線等の埋設の整備を行う場合は、審議会の建議を経て、保存地区内の伝統的な町並みの景観を阻害しない整備を検討していく。

#### エ) 道路美舗装

保存地区内の道路を美舗装する場合は、審議会の建議を経て、保存地区の伝統



的な町並みの景観に調和した整備を検討していく。

オ) 農地の確保

農村としての伝統的な町並みを保存していくうえで、景観を保存するために農地の保全が必要がある場合は、審議会の建議を経て、他事業も含め多角的な対策を検討し、必要に応じて対応をはかっていく。

特に、賀茂神社から北側に真っ直ぐ展開する田畑は、「神様の通り道」として、昔から家屋を建ててはいけないと言い伝えられてきた場所であり、上の家屋群と下の家屋群の形成過程を明確に分線する部分でもあることから、田畑として現状の維持をはかっていく。

カ) 重要な建築物等の保存

伝統的な町並みを保存していくうえで、重要な建築物等である場合は、審議会で建議を経て、町が管理者として多角的かつ積極的な保存対策を講じて、その保存を図っていく。

キ) 空き家の対策・活用

伝統的な町並みを維持、保存していくうえで、空き家の対策は重要な課題であり、他事業等も含め多角的な対策方法を検討し、必要に応じて対応をはかっていく。

## 6. 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要と認められる助成措置等

### (1) 経費の補助

保存計画に基づく事業に対し、別に定める「大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱」により必要な補助を行う。

### (2) 技術的援助

保存地区の伝統的な町並みの景観を維持、形成するため、修理、修景及び復旧等に係わる設計相談等必要な技術的援助を行う。

### (3) 固定資産税その他町税の優遇措置

保存地区内における税制措置は、大山町条例で定めるものとする。

① 特定伝統的建造物の非課税措置（地方税法 348 条第 2 項第八号の二）

② 保存地区に該当する土地の固定資産税のうち 1 / 5 を減免できる措置。

別表 4

許 可 基 準		
対象保存地区	大山町所子伝統的建造物群保存地区	
基本的事項	保存地区内において、伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、下記の事項に沿った内容とする。	
建 築 物	地 割	井手や道、境界木、屋敷林で囲まれた土地の地割は、現状維持若しくは近世絵図又は近代絵図等に基づくことがのぞましい。また、農地（田畑）については、井手や道で囲まれた大区画を維持するものとする。
	配 置	伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建築物の配置は、現状維持若しくは歴史的根拠に基づくことがのぞましい。絵図や家相図等が無い場合は、伝統的な町並みと調和した配置とする。主屋は前庭空間を確保し、道と棟を平行に配置する。ただし、この基準に該当しない場合は、その他事項を適用する。
	高 さ	地上2階建て以下（10m以下）とする。
	構 造	主要構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的建造物との調和を図る。
	屋 根	勾配屋根、切妻様式を基本とする。ただし、寄棟、入母屋、流造様式等の伝統的な建築様式の場合は、その様式を基本とする。
	外 壁	伝統的な意匠とし、町並みの景観を損なわない仕上げとする。
	外 観 建 具	伝統的な意匠とし、町並みの景観を損なわない仕上げとする。
	基 礎	伝統的な町並みの景観を損なわない意匠、仕上げとする。
	色 彩	伝統的な町並みの景観を損なわない色彩仕上げとする。
工 作 物	規 模・意 匠	門、塀、井戸、灯籠、石橋、石祠、石垣、石段等の特定工作物は、現状保存を基本とし、その他工作物については、伝統的建造物と調和する規模・材料・色・仕上げとし、伝統的な町並みの景観を損なわないものとする。
	屋外広告物等	伝統的な町並みの景観を損なわない仕上げとする。外観に大きな影響をあたえるソーラーパネルは新規に設置しないものとする。また、パラボラアンテナ等は極力目立たない場所に設置又は共同アンテナへ切り替えていくことが望ましい。室外機は通り等から極力目立たない場所に設置することがのぞましい。
車 庫 ・ 駐 車 場	行政機関若しくは法人等が広い駐車場を新たに設ける場合は、門塀や垣等を設けるなどして、見えないように配慮し、伝統的な町並みの景観を損なわない仕上げとする。また、個人が車庫を新たに設ける場合には、その他の建築物の許可基準に従うものとする。	
土 地 の 形 質 変 更	宅地・田畑等を変更する場合は、変更後の状態が伝統的な町並みの景観を損なわないものとする。	
木 竹 の 伐 採 ・ 植 栽	伐採・植栽後の状態が、伝統的な町並みの景観を損なわないものとする。	

土石類の採取	採取後の状態が、伝統的な町並みの景観を損なわないものとする。
その他事項	上記の基準に適合しないもので、町並みの変遷等を知る上で貴重な建造物等と判断される場合には、大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得るものとする。

別表5

修 理 基 準			
対象保存地区	大山町所子伝統的建造物群保存地区		
基本的事項	伝統的建造物の外観及び主要構造部の原状保存を基本とし、伝統的な町並みの景観を後世に伝えていくことを目的とする。望見できない外観部分であっても、伝統的建造物と決定されたものについては、保存修理の対象とする。		
特 定 建 築 物	配 置	歴史に基づく配置を伝えるため、原則、現状維持又は家相図等による復原配置とする。	
	高 さ	特定建築物を保存するため、原則、現状維持又は復原高とする。	
	構 造	特定建築物を保存するため、小屋組、床組、柱梁材、横架材、斜材など構造耐力上主要な部分について材質及び形態は現状維持又は復原修理とする。	
	屋 根	特定建築物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は棟石復原修理とする。	
	外 壁	特定建築物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
	外 観 建 具	特定建築物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
	基 礎	特定建築物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
	色 彩	特定建築物を保存するため、現状維持又は復原色とする。	
	特 定 工 作 物	門	特定工作物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。
		塀	特定工作物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。
井戸（屋形含む）		特定工作物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
石 橋		特定工作物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
灯 籠		特定工作物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
石 祠		特定工作物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
石 段		特定工作物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
石 垣		特定工作物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
鳥 居		特定工作物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
石 仏		特定工作物を保存するため、材質及び形態の現状維持又は復原修理とする。	
特 定 環	屋敷林・境界木	伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、原則、現状維持又は復旧とする。	
	生垣	保存するために必要な病害虫駆除及び形態維持行為（枝打）は、現状維持とみなす。	
	流路・溜池	伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、原則、現状維持又は復旧とする。	

物件	庭池	伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、原則、現状維持又は復旧とする。
	洗い場	伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、原則、現状維持又は復旧とする。
	庭園	伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、原則、現状維持又は復旧とする。
その他事項		上記の基準に適合しないもので、町並みの変遷等を知る上で貴重な建造物等と判断される場合には、大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得るものとする。

※教育委員会事務局に申請し、大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会で建議して、許可書を発行し修理工事を行うもの。

別表6

修景基準		
対象保存地区	大山町所子伝統的建造物群保存地区	
基本的事項	保存地区内において、伝統的建造物と調和した伝統的な町並みの景観形成を図ることを目的とする。保存地区の範囲内なので、見えない外観部分も修景対象とするが、望見できる外観部分を最優先する。	
その他の建築物	配置	現状維持若しくは主屋を建てる場合は、前庭空間を確保し、道に対し棟を平行に配置する。土蔵等の付属屋の場合は、家相図や痕跡、聞き取り等を基に配置する。
	高さ	主屋の高さは、平屋建、2階建又はツシ2階建とする。棟の高さは10mを越えないものとし、周囲の伝統的建造物の高さと同調させる。付属屋（土蔵・厩舎等）は2階建て以下とする。
	構造	木造を基本とし、やむをえない理由により他の構造にする場合は、伝統的建造物と調和した構造とする。規模は、保存地区内にある伝統的建造物の大きさを逸脱しないものとする。主屋は直屋で、客間は南又は東西側に設けることが基本。
	屋根	主屋及び土蔵等の建築物の屋根形態は勾配屋根（傾斜20～30度）、切妻造様式を基本とする。ただし、寄棟造、入母屋造、流造等の場合は、その伝統様式を基準とする。屋根は茅葺き又は瓦葺き（黒瓦、いぶし瓦、赤瓦）を基本とし、特徴である棟石（安山岩又は凝灰岩質砂岩〔来待石等〕）をのせることが望ましい。土蔵は置屋根を基本とする。
	外壁	主屋は真壁造を基本とし、主屋及び土蔵等の建築物の外壁は部位の状況に応じて、板壁（腰板、下見板張等）、漆喰壁（鼠漆喰塗、白漆喰塗）、土壁等の伝統的材料や天然系材料を使用し、伝統的建造物と調和したものとする。
	外観建具	主屋の外壁等に設置され、道や水路から望見できる建具は、木製とすることが望ましい。また、土蔵の窓は角窓（鉄格子を入れる場合あり）とする。
	基礎	コンクリート等の表面の露出が目立たないように配慮する。土蔵の戸前石は、閃緑岩又は安山岩を使用することが望ましい。
	色彩	主要構造物は天然木材色を基調とした色彩を原則とし、伝統的建造物に調和した

		<p>ものとする。また、鏝絵等の装飾の色彩については、下記の色に限定しない。</p> <p>主屋等：柱（天然木材色、茶系色、黒系色）、外壁（漆喰部分は白色又は鼠色、板壁部分は茶系色又は黒系色）</p> <p>屋根瓦：赤系色、黒系色、いぶし銀</p> <p>板壁等：茶系色又は黒系色</p> <p>土塀等：漆喰部分は白色又は鼠色</p> <p>土蔵等：漆喰部分は白色又は鼠色</p>
その他 工 作 物	門	木造を基本とし、基礎石は安山岩又は閃緑岩を使用することが望ましい。
	塀	塀は敷地境界等に配置し、土塀、漆喰塀又は板塀等とする。基礎石は安山岩を使用することが望ましい。
	垣	敷地境界等に配置し、柴垣、竹垣等は伝統的建造物と調和したものとする。
	石 祠	石材は安山岩又は凝灰岩質砂岩〔来待石等〕を使用することが望ましい。
	灯 籠	石材は安山岩、凝灰岩質砂岩〔来待石等〕又は花崗岩を使用することが望ましい。
	井 戸	石組み等石材は安山岩を使用することが望ましい。
	石 橋	石組み等石材は安山岩を使用することが望ましい。
	石 垣	石組み等石材は安山岩を使用することが望ましい。
その他工作物	石材及び形態は伝統的建造物に調和したものとする。	
その他 環 境 物 件	屋敷林・境界木 生垣	常緑樹とし、町並みの景観に調和するように修景する。
	流路・溜池	旧状が残る箇所や類例を参考に伝統的な町並みの景観と調和したものとする。
	庭 池	旧状が残る箇所や類例を参考に伝統的な町並みの景観と調和したものとする。
	洗 い 場	旧状が残る箇所や類例を参考に伝統的な町並みの景観と調和したものとする。
	その他環境物件	旧状が残る箇所や類例を参考に伝統的な町並みの景観と調和したものとする。
そ の 他 事 項	上記の基準に適合しないもので、町並みの変遷等を知る上で貴重な建造物等と判断される場合には、大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得るものとする。	

※教育委員会事務局に申請し、大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会で建議して、許可書を発行し修景工事を行うもの。